本則に次の一条を加える。

（出入国在留管理庁長官への権限の委任）

第六条　次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第十三条第一項に規定する権限

二　法第三十五条第一項に規定する権限

三　法第三十六条第一項に規定する権限

四　法第三十七条第三項に規定する権限

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「検察庁」を「検察庁　出入国在留管理庁」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「入管法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）第十九条の二第一項の申請に基づく就労資格証明書の交付に係る手数料及び施行日前にされた旧入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づく入管法等改正法第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）第十九条の十三第四項において準用する新入管法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3　施行日前にされた入管法等改正法附則第十三条の規定による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十四条第一項後段の規定による申請に基づく入管法等改正法附則第十三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「新特例法」という。）第十四条第四項において準用する新特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一

財政融資資金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

財政融資資金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第四項及び附則第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年〇・一〇パーセント」を「年〇・一〇〇パーセント」に改め、同条ただし書中「年〇・〇一パーセント」を「年〇・〇〇一パーセント」に改める。

附則第三条中「年〇・一〇パーセント」を「年〇・一〇〇パーセント」に、「年〇・二〇パーセント」を「年〇・二〇〇パーセント」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、監察に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

国家公安委員会委員長　山本　順三

監察に関する規則の一部を改正する規則

監察に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施） **第三条**　監察は、監察実施計画に従い実施するほか、監察実施者が警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに実施しなければならない。	（実施） **第三条**　監察は、監察実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。
（国家公安委員会等への報告） **第五条**　警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも一回、監察の実施の状況を報告しなければならない。	（国家公安委員会等への報告） **第五条**　警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも一回、監察の実施の状況を報告しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、ＤＮＡ型記録取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

国家公安委員会委員長　山本　順三

ＤＮＡ型記録取扱規則の一部を改正する規則

ＤＮＡ型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一　同上］